

大牟田市庁舎整備に関する基本方針（案）

平成 31 年 2 月
大 牟 田 市

現在の市庁舎は、昭和 11 年の本館の建設以降、市民ニーズの拡大とともに増築を繰り返し、建物や設備の老朽化、耐震性能不足、バリアフリー、分かりにくさなどへの対応といった課題を抱えている。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においては、地方公共団体の庁舎が損壊し、使用不能になったことで、災害対応や業務継続に支障をきたした例が見られ、全国的に庁舎の耐震性能の確保の重要性が認識された。

このような背景をふまえ、市では、平成 28 年度に庁舎の耐震診断調査及び現況調査を実施し、平成 29 年度に整備手法別（改修、建替え等）のモデルケースによるシミュレーションを実施し、庁舎整備の論点を整理した。

平成 30 年度は、庁舎の改修や建替えに向けた検討を進め、市庁舎の整備に関する「市民アンケート調査」、「インターネットアンケート調査」、「団体アンケート調査」、「団体説明会」、「意見交換会」を実施し、市民意見の聴取を実施してきた。

また、平成 30 年 5 月、市の附属機関である大牟田市庁舎整備検討委員会を設置し、①庁舎に求められる機能について、②整備手法（本館の取扱いを含む）について、③建替えの際の建設場所について、④その他整備手法等を決定するにあたり必要と思われることについて、の 4 項目を諮問し、10 月に同委員会からの答申を受けたところである。

これらをふまえ、庁舎が備えるべき機能や整備手法等をまとめた「大牟田市庁舎整備に関する基本方針」を、以下のとおり定める。

1 庁舎が備えるべき機能

災害対策の拠点としての役割を果たし、市民サービスをより効率的に提供するなど、将来にわたり市役所の事務を円滑に実施できるよう、以下の機能を備えた庁舎の整備を目指すこととする。

（1）庁舎の安全を確保し、災害対策の拠点となる機能

庁舎の耐震性能の向上により建物の安全を確保し、来庁者や職員の生命を守り、災害時に迅速な対応を取るための活動拠点としての機能が確保できる庁舎を目指す。

（2）来庁者に分かりやすく、効率的に市民サービスを提供できる機能

来庁者が多い窓口部門の集約化を図るとともに、業務内容に応じた執務室の配置や待合スペースの確保など、来庁者に分かりやすく、効率的に市民サービスを提供できる庁舎を目指す。

(3) バリアフリー化などに対応した誰もが利用しやすい機能

バリアフリー化への対応やユニバーサルデザインなど、高齢者や障害者、子ども連れなど誰もが利用しやすく、来庁者の利便性が高い庁舎を目指す。

(4) 高いセキュリティと来庁者のプライバシーが確保できる機能

行政情報や個人情報等を守るセキュリティ機能、来庁者のプライバシーの保護等、市民の安全・安心が確保できる庁舎を目指す。

(5) 環境負荷を抑える機能

省エネルギー化・省資源の推進、自然エネルギーの活用等により、環境負荷を抑えた庁舎を目指す。

2 庁舎の位置

現在地において庁舎を整備することとする。その理由は以下のとおりである。

- ① 現在の庁舎敷地は、官公庁・公共サービス関連施設が集積している大牟田駅東地区の国道 208 号線沿いの地区にあり、将来にわたり、まちづくりの拠点となることが期待されること。
- ② 公共交通の利便性が高く、分かりやすい場所であること。
- ③ 本庁舎周辺の敷地には、継続使用を予定している庁舎があり、それらの庁舎との往来がしやすく、来庁者の利便性が高いこと。

3 整備手法

庁舎が備えるべき機能の確保を目指し、現在地で整備することをふまえ、各庁舎等の整備手法を以下のとおり定める。

- ① 本庁舎敷地内の庁舎（本館及び新館）は、耐震性能を有しておらず、老朽化も進行しており、維持や改修に多くの費用が見込まれる。また、「庁舎が備えるべき機能」への対応性も低い。これらを総合的に勘案し、建て替えることとする。
- ② 本庁舎敷地周辺の庁舎（北別館、南別館、保健所）は、耐震性能を有しており、継続して使用できると見込まれることから、改修を行いながら当分の間使用する。
- ③ 本庁舎敷地内の建物（企業局庁舎、職員会館）は、庁舎の再配置に合わせ、建替えや移転等を検討する。

4 その他

(1) 目標年度と財源対策

2023年度の着工、庁舎部分については、2025年度より部分共用開始、2027年度より全部供用開始を目指し、附帯工事を含めた事業完了の目標を2028年度とする。

また、本市の総合的な政策の推進と財政の健全化を図りつつ、事業費の精査や庁舎等建設積立基金の計画的な積立てを行うとともに、国の財政支援制度の活用などに努める。

(2) 公共機能の導入

公共機能の導入としては、公共施設の併設や市民がまちづくり活動等を行うための公共機能を備えたスペースの設置等が考えられる。

現在地での庁舎整備は、敷地の制約が大きく建築計画の自由度が低いことから、公共施設の併設や公共機能を備えたスペースの設置等を行えば、庁舎の機能性、来庁者の利便性、セキュリティ等の確保に相当の工夫を要する。

そのため、公共機能については、大牟田市公共施設維持管理計画との整合を図りつつ、既存の公共施設の分布状況等を勘案し、「庁舎が備えるべき機能」の確保に支障のない範囲で導入の検討を行う。

(3) 民間機能の導入

民間機能の導入としては、宿泊施設や店舗等の民間施設の併設等が考えられる。

現在地での庁舎整備は、敷地の制約が大きく建築計画の自由度が低いことから、民間施設の併設等を行えば、庁舎の機能性、来庁者の利便性、セキュリティ等の確保に相当の工夫を要する。

そのため、民間機能については、「庁舎が備えるべき機能」の確保に支障のない範囲で導入の検討を行う。

(4) 民間活力による事業手法の可能性

整備計画の検討に合わせ、コスト縮減及び効率的な事業の推進のために民間の資金やノウハウを活用した事業手法の可能性について検討を行う。

(5) 登録有形文化財である本館について

登録有形文化財である本館については、庁舎の機能性を確保するために、建て替えることとするが、本館の歴史を伝えるため、資料による保存、特徴的な部分で可能なものの移設または保存、学術機関の研究への協力、解体までの間の定期的な一般公開の実施などを検討する。

以上の方針により、大牟田市庁舎の整備を推進する。なお、今後も適宜、情報公開を行い、市民意見の反映に努めることとする。